



# 羅針盤

## 東京拘置所とのテレビ電話による交通(試行)開始



2007年度担当副会長 小林 七郎 (36期)

### 制度の概要

本年4月16日から東京拘置所の未決拘禁者とのテレビ電話による外部交通の試行が開始されました。この制度は、弁護人等がアクセスポイントである東京地検又は法テラス東京(四谷)に赴き、未決拘禁者にテレビ電話で連絡する制度です。東京地検では、3台のテレビ電話が設置され、国選、私選を問わず、また、被拘禁者の性別も問わず連絡ができます。法テラス東京(四谷)では、2台が設置され、国選の男性の被拘禁者のみと連絡ができるだけです。東京拘置所には5台が設置され、うち1台は女性専用です。

通話時間は20分であり、開始時刻と終了時刻が決められ、遅刻しても終了時刻は変わらず、通話時間が短くなるだけです。終了時刻を過ぎても通話している場合は東京拘置所が回線を切断して終了させることになっています。

全件について予約が必要であり、通話前日の午後3時まで電話(FAXや電子メールは不可)で予約しなければなりません。また、予約できるのは未決拘禁者1人につき1件限りです。予約は「外部交通予約センター(TEL.03-3595-8870)」で受け付けています。

現時点では、通話できるのは東京拘置所の被拘禁者とだけであり、利用できる弁護人等は東京三会所属の弁護士だけです。

なお、制度の詳細については、4月に全会員配布をした「テレビ電話利用マニュアル」(黄色の冊子)をご参照下さい。必要な方は東弁人権課にお申出下さい。

### 実現に至る経過

日弁連は、裁判員裁判の実施や被疑者国選の拡大

を睨み、2007年3月13日、法務省との間で「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等に関する申合せ」「未決拘禁者と弁護人等との電話による外部交通に関する申合せ」「未決拘禁者と弁護人とのファクシミリに関する申合せ」の3つの申合せを行い、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日に合わせて上記各申合せを施行することを決めました。

これらの申合せのうち、電話による外部交通については、拘置所と裁判所が比較的離れている8か所(札幌、仙台、東京、横浜、大阪、京都、神戸、福岡)で実施し、「電話」にはテレビ電話も含むものとししました。そして東京ではテレビ電話による外部交通を実施することを決め、その実現を東京三会に要請してきました。この要請を受けて、2007年4月から東京三会と法務省、東京拘置所、法テラスの4者間で協議を重ね、ようやく1年がかりで実現したものです。

### 現在(4月末日)までの利用状況

現在のところ、まだ周知されていないせいか、とても上々の滑り出しとは言えない状況です。半月間の予約件数は21件であり、そのうち東弁11件、二弁7件、一弁3件となっています。アクセスポイント別では21件のうち地検が15件、法テラスが6件となっています。

### 今後の課題

まず、第1に、より多くの会員の皆さんに利用して頂くことです。制度のご案内と利用マニュアルを

全会員に配布しましたが、それだけでは到底この制度が全会員に知られているとは言えません。今後、さらに広報を行い、より多くの会員にこの制度の存在を知らせ、利用者を増やし、通話のコマも増やすことが必要です。

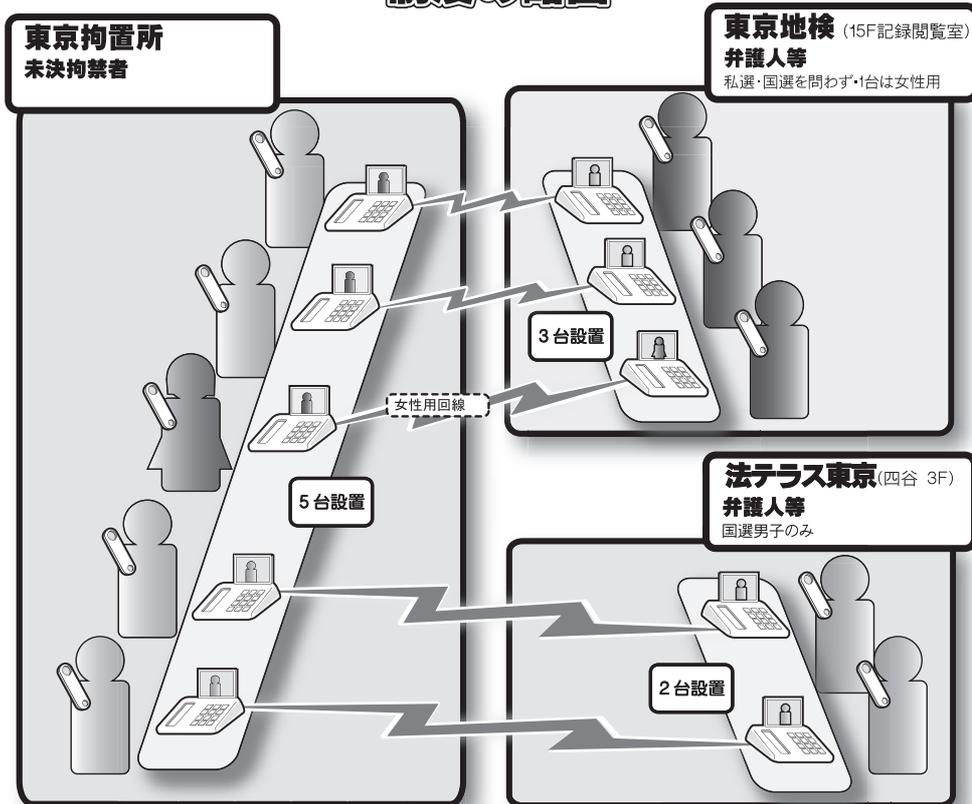
また、この制度は、現在のところ試行として行われていますが、多くの会員の皆様から制度として不備な点や改善すべき点をご指摘頂き、さらに良いものにして、試行ではなく現実の制度として定着させる必要もあります。忌憚のないご意見をお寄せ

下さい。

なお、電話による外部交通は、東京拘置所とだけですが、今後は警察の留置施設の被拘禁者との交通も実現していく必要があります。また、既に申合せがなされている刑事施設及び少年鑑別所に収容されている未決拘禁者とのファクシミリによる通信も早急実現すべき課題です。

今後、被拘禁者との連絡がさらに容易になり、より充実した弁護活動がなされることを期待しております。

## 制度の略図



\* 予約受付先：外部交通予約センター TEL. 03-3595-8870